3. 9. 10

809

九月八日付

船主会理事ト逓信海員保護部ノ

交渉ノ要点ハ

今般神戸市所在ノ国際汽船株式会社桑林商船株

式会社等発起トナリ神戸大阪等ニ於ケル船主

ヲ糾合シ船主会ヲ組織シ且海員保護ノ事ヲ創立シ

其ノ一面船主直接船員ヲ雇傭セントスル意アリ是ガ

件ニ関シテハ本部海員保護会支部神戸支部ノ為

協定セシ件ヲ通ス

記

一、船主会ハ理事トシテハ海員保護トシテハ受付ヲ一任シ

アラザル直接船員ヲ雇傭セザルコトトシテ其ノ保証

既往ニ於ケル乗船員ノ命令其ノ責任ヲ負フ大船主ノ負担

財團法人協調會